

第4章 その他



川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

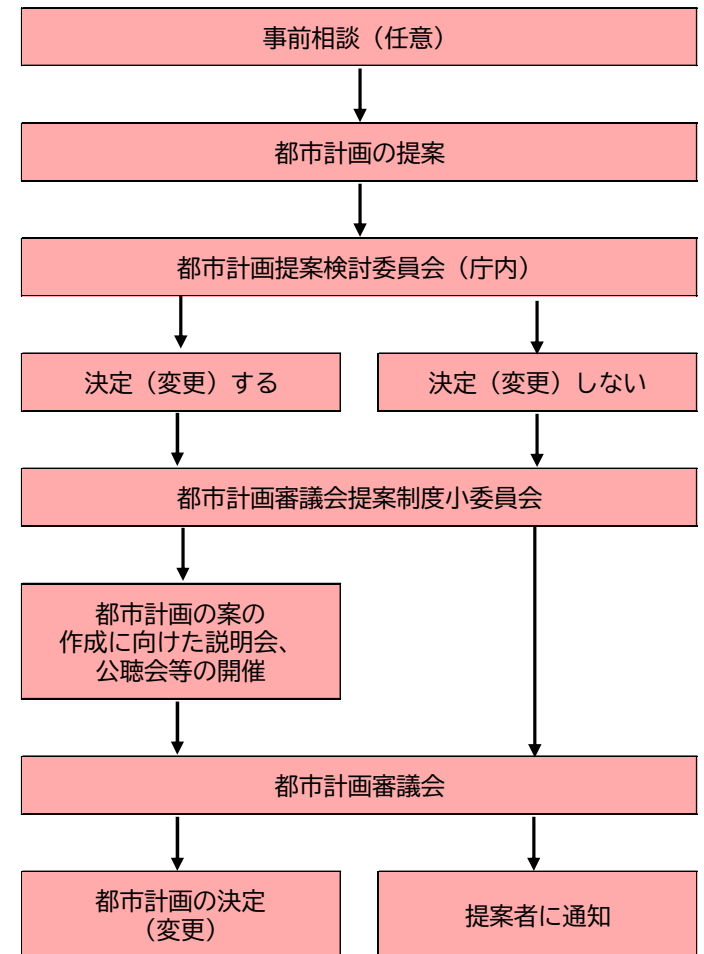
1 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、平成14(2002)年の都市計画法の改正(平成15(2003)年1月施行)により創設された、地域の特性に応じた多様なまちづくりに対する取組や考え方を都市計画に反映できる制度で、土地の所有者やまちづくりNPO法人等が一定規模以上の一団の土地(0.5ha以上)について、土地所有者等の2/3以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができます。



寺尾台1丁目地区(多摩区)

都市計画提案制度の流れ



2 環境影響評価制度

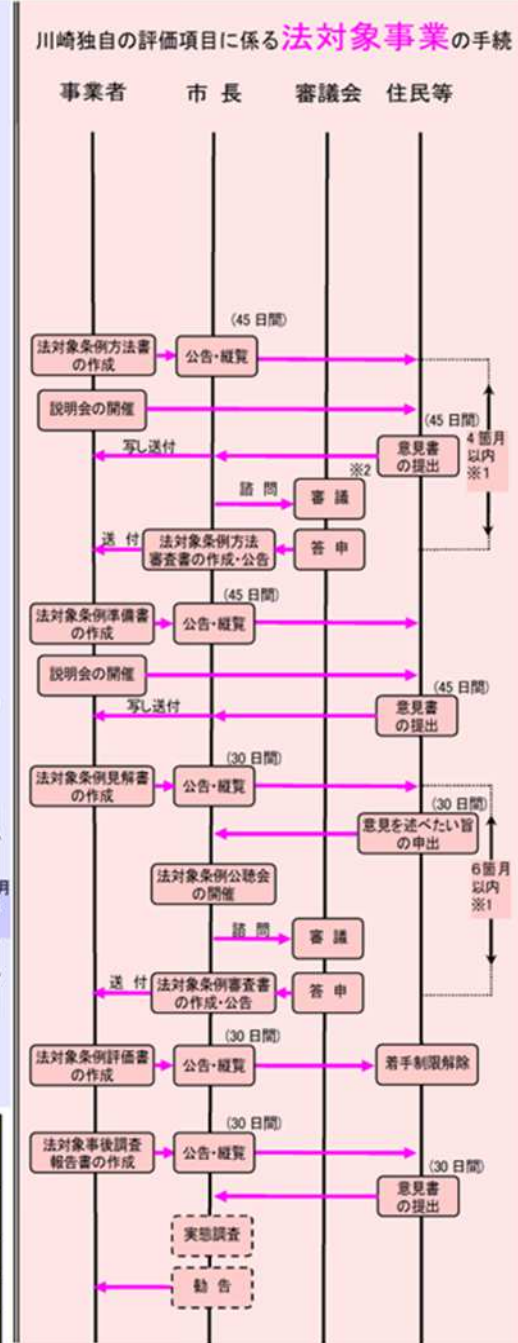
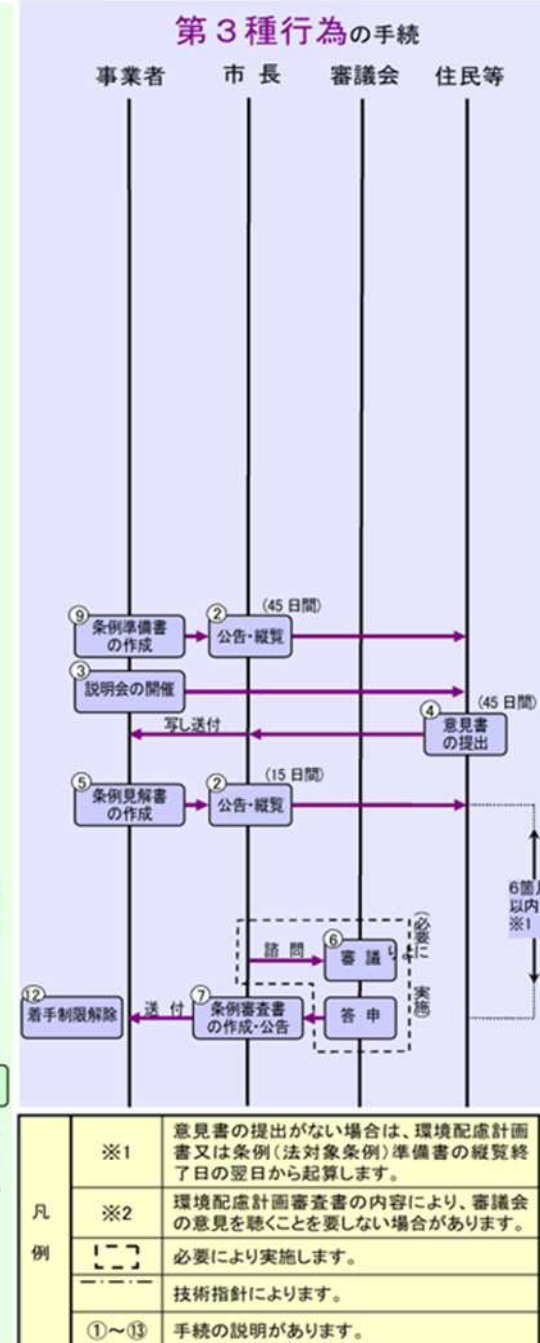
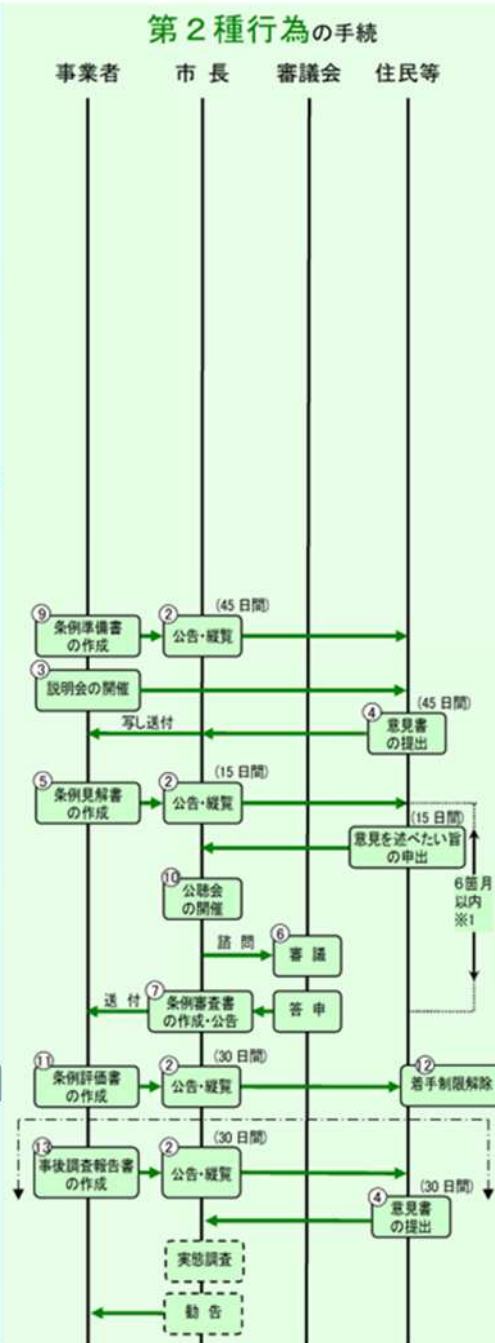
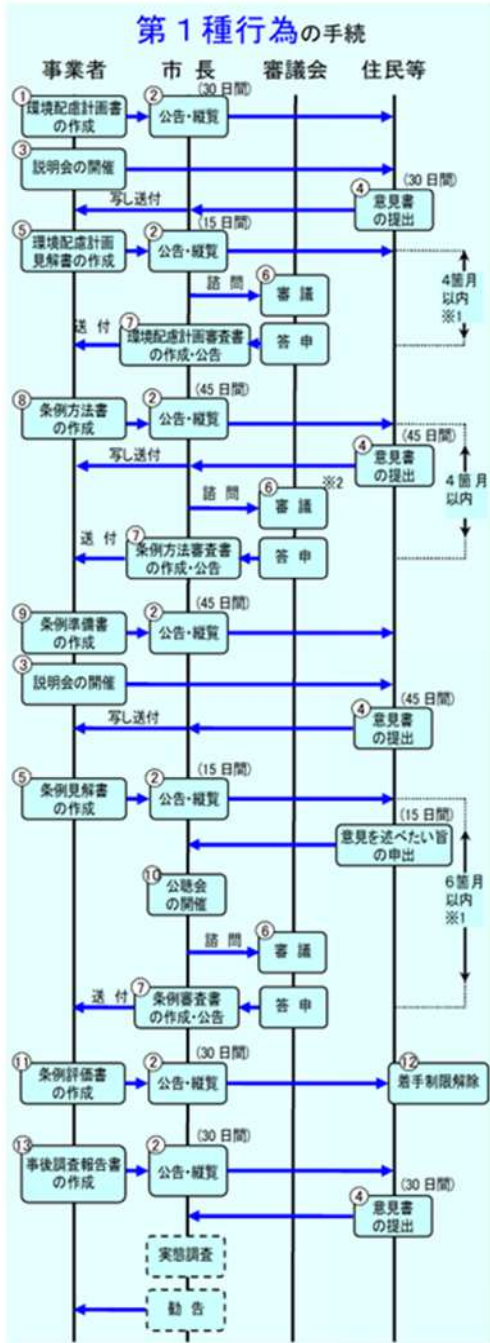
環境影響評価制度は、大規模な工事や開発などの事業を行うに当たり、事業者自らが周辺の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、市民等の意見を踏まえた市長意見に基づいて必要な措置を講じ、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的としています。

本市では、昭和51(1976)年10月に全国に先駆けて「川崎市環境影響評価に関する条例」を制定し、良好な地域環境の保全と創造に効果をあげてきました。その後の社会経済状況の変化や平成9(1997)年に「環境影響評価法」が公布され環境影響評価に関する統一なルールが示されたことを受けて、平成11(1999)年12月に新たに同名の条例を制定し、平成12(2000)年12月から施行しています。

なお、都市計画に関するものとしては、これまで市街地再開発事業や道路等について環境影響評価を行っています。

川崎市環境評価に関する条例の対象事業

No	事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1	都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ha以上のもの (2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ha(農地地区(都市計画法第6条第1項第5号の農地地区をいう。以下同じ。))のみにおいて行われるものにあつては、30ha以上のもの	開発区域の面積が10ha以上のもの	開発区域の面積が5ha以上10ha未満のもの又は開発区域の面積が5ha未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000㎡未満のもの	開発区域の面積が5ha未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000㎡未満のもの
2	埋立て	(1) 公有水面の埋立て(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ha以上のもの (2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5m以上の高さの盛土を行うことをいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ha以上又は建築物の延べ面積が20㎡(都市計画法第6条第1項第1号の第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域又は田園住居地(以下「住居専用地域」という。))において行われるものにあつては12,000㎡、住居専用地域等以外の地域にまたがって行われるものにあつては、その後の敷地を定める建築物の延べ面積)以上のもの	全事業 埋立面積が10ha以上のもの	埋立面積が5ha以上10ha未満のもの又は埋立面積が5ha未満で、かつ、埋立面積内の樹林地の改変が4,000㎡以上若しくは盛土の法面の高さが15mを超えるもの	埋立面積が5ha未満で、かつ、埋立面積内の樹林地の改変が4,000㎡未満のもの又は盛土の法面の高さが15m以下のもの
3	高層建築物の新設	建築物(建築基準法第19条の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第30号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。))が20m以上のもの	建築物の高さが100m以上であつて、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第1号の延べ面積をいう。以下同じ。))が5万㎡以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4	住宅団地の新設	住宅団地(一部の土地に集団的に建設される住宅及びその附属施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ha以上又は建築物の延べ面積が20㎡(都市計画法第6条第1項第1号の第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域又は田園住居地(以下「住居専用地域」という。))において行われるものにあつては12,000㎡、住居専用地域等以外の地域にまたがって行われるものにあつては、その後の敷地を定める建築物の延べ面積)以上のもの	事業区域の面積が10ha以上又は建築物の延べ面積が10万㎡以上のもの	第1種行為及び第2種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ha未満で、かつ、建築物の延べ面積が5万㎡未満のもの
5	工場又は事業所の新設	製造業(物品の加工修繕業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業の工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物(建築基準法施行令第2条第1項第1号の建築物をいう。以下同じ。)の合計が3,000㎡以上のもの	敷地面積が3ha以上であつて、かつ、建築物の合計が10,000㎡以上のもの、工業若しくは事業所からの排出水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の排出水をいう。))の量(層別平均流量を除く)1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。))が1,000㎡以上であるもの又は消水防止等安全確保の観点に照らして、当該事業所(平成11年10月1日施行の環境影響評価法施行令(平成11年10月1日施行)第17条第2項第1号の指定区域を定めた区域)に設置する場合は、当該事業所(平成11年10月1日施行)の排水量に定めるところにより排水の量に換算した量(以下「排水使用量」という。))が1時間当たり4kl以上のもの	第1種行為及び第2種行為に該当しないもの	都市計画法第6条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6	電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であつて、当該電気工作物の出力が5万kw以上のもの	電気工作物の出力が10万kw以上のもの	電気工作物の出力が10万kw未満のもの	
7	産業物処理施設の新設	産業物処理施設(産業物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の一般産業物処理施設及び同法第15条第1項の産業産業物処理施設をいう。以下同じ。))の新設であつて、敷地面積が9,000㎡以上若しくは建築物の合計が3,000㎡以上のもの又は処理施設の日の処理能力が100トン以上のもの	産業物処理施設の日1日の処理能力が200トン以上のもの	産業物処理施設の日1日の処理能力が200トン未満のもの	
8	浄水施設の新設	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第3項の水通施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ha以上のもの	敷地面積が10ha未満のもの	
9	下水道末端処理場の新設	下水道法(昭和32年法律第79号)第2条第5号の終末処理場の新設	敷地面積が10ha以上のもの	敷地面積が10ha未満のもの	
10	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	(1) 軌道又は軌道の新設(新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設することをいう。) (2) 線路の改良(新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。)	新設する鉄道又は軌道の長さが5km以上のもの 改良に係る部分の長さが5km以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1km以上5km未満のもの 改良に係る部分の長さが1km以上5km未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1km未満のもの 改良に係る部分の長さが1km未満のもの
11	道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法(昭和47年法律第80号)第46条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定を行うとする道路の新設(新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。) (2) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第46条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定を行うとする道路(以下これを「高速自動車国道等」という。))における車線(道路標識令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の意図車線、同条第8号の折衝車線及び同条第9号の交差車線を除いた車線をいう。以下同じ。))の増設(新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置するものをいう。)(3)に該当するものを除く。 (3) 高速自動車国道等(交通の用に供する施設を連結するための高速自動車国道等の施設(以下「インターチェンジ」という。))を設けるもの (4) 道路交差法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。))の新設(新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。))であつて、当該道路の車線の数が4以上のもの (5) 一般道路における車線の増設(新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。))であつて、増設後の車線の数が4以上のもの	増設に係る部分の長さが1km以上のもの インターチェンジの総延長が1km以上のもの 新設する道路の長さが5km以上のもの	増設に係る部分の長さが1km未満のもの インターチェンジの総延長が1km未満のもの 新設する道路の長さが1km以上5km未満のもの	新設する道路の長さが1km未満のもの 増設に係る部分の長さが1km未満のもの 増設に係る部分の長さが1km未満のもの
12	防波堤の新設	港湾法(昭和25年法律第118号)第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1km以上のもの	防波堤の長さが1km未満のもの	
13	商業施設の新設	商業施設(主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。))の新設であつて、敷地面積が1ha以上又は建築物の延べ面積が20㎡以上のもの	敷地面積が10ha以上又は建築物の延べ面積が10万㎡以上のもの、ただし、臨海地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第2種行為に該当しないもの	敷地面積が5ha未満で、かつ、建築物の延べ面積が5万㎡(農地地区のみにおいて行われるもの)にあつては、15万㎡未満のもの
14	研究施設の新設	研究施設(科学技術(主として人文科学のみに係るものを除く。))に関する研究、試験又は検査を行う施設の新設であつて、敷地面積が3ha以上のもの	住居専用地域等又は都市計画法第6条第1項第1号の第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域若しくは専住居地において行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15	大規模建築物の新設	建築物の新設であつて、延べ面積が5万㎡(農地地区のみにおいて行われるもの)にあつては、15万㎡以上のもの	延べ面積が10万㎡以上のもの、ただし、臨海地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が5万㎡以上10万㎡未満のもの、ただし、農地地区のみにおいて行われるものにあつては、全事業	



環境影響評価法の対象事業

No	事業の種類	規模等	
		第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1	道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2	河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3	鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4	飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5	発電所 水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 太陽電池発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25kW以上15万kW 出力7,500kW以上1万kW — 出力3万kW～4万kW 出力3.75万kW～5万kW
6	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7	埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13	宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha

港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上
----------	--------------------

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

3 開発許可制度

開発許可制度は、昭和44(1969)年6月施行の都市計画法により創設された制度で、都市計画区域内の無秩序なスプロール化を防止し、秩序ある市街地を形成し、快適な都市環境の整備を図るため、総合的な土地利用計画に基づいた適正な規制により宅地等の開発について、原則として許可制にしたものです。

本制度は、市街化区域及び市街化調整区域に関する制度と相まって、良好な市街地の計画的、段階的な整備を図っていくものとし、都市計画区域内での開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行うには、特別なものを除いて、宅地に一定の水準を保たせることをねらいとした基準に適合していることを条件として、事前に市長の許可が必要となります。

また、市街化調整区域内では、上記の基準を保つ場合であってもさらに、特定の要件に該当しない限り開発行為を禁止することになっています。

なお、平成13(2001)年5月施行の都市計画法の改正により、地方公共団体が開発許可の基準について条例により柔軟に運用することが可能となり、本市では、この改正を受け、「川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」を定めました。(平成16(2004)年1月1日施行)

開発行為新規許可施行状況一覧(面積単位：㎡)

年度	区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
		45	151,639	1	661	46	152,300
昭和60(1971)		48	153,205	3	726	51	153,931
61(1972)		43	137,011	1	478	44	137,489
62(1973)		42	126,621	-	-	42	126,621
63(1974)		50	169,577	1	166	51	169,743
平成元(1989)		38	158,859	-	-	38	158,859
2(1999)		47	128,083	-	-	47	128,083
3(2000)		42	110,717	1	23,543	43	134,260
4(2001)		86	222,987	-	-	86	222,987
5(2002)		100	241,442	-	-	100	241,442
6(2003)		143	267,917	-	-	143	267,917
7(2004)		140	250,766	-	-	140	250,766
8(2005)		162	364,006	-	-	162	364,006
9(2006)		114	284,843	-	-	114	284,843
10(2007)		109	205,194	-	-	109	205,194
11(2008)		118	325,029	-	-	118	325,029
12(2009)		113	234,414	-	-	113	234,414
13(2010)		108	272,534	1	49,873	109	322,407
14(2011)		119	252,920	1	913,949	120	1,166,869
15(2012)		136	250,785	-	-	136	250,785
16(2013)		119	456,488	-	-	119	456,488
17(2014)		107	313,172	1	9,319	108	322,491
18(2015)		70	215,543	-	-	70	215,543
19(2016)		92	259,806	1	2,999	93	262,805
20(2017)		84	193,548	2	9,489	86	203,037
21(2018)		87	264,291	3	191,345	90	455,636
22(2019)		113	294,852	2	10,354	115	305,206
23(2020)		102	186,751	-	-	102	186,751
24(2021)		107	217,115	1	8,810	108	225,925
25(2022)		122	235,033	1	1,364	123	236,397
26(2023)		116	241,990	2	6,107	118	248,097
27(2024)		82	144,837	2	667	84	145,504
28(2025)		115	202,346	2	3,301	117	205,647
29(2026)		95	148,456	2	74,750	97	223,206
30(2027)		105	223,290	-	-	105	223,290
31(2028)		88	143,555	-	-	88	143,555
令和2(2020)		63	183,202	-	-	63	183,202
3(2021)		71	101,274	1	596	72	101,870
4(2022)		67	123,012	3	109,349	70	232,361
5(2023)		55	136,540	-	-	55	136,540
6(2024)		72	207,592	-	-	72	207,592
合計		3,735	8,801,243	32	1,417,846	3,767	10,219,088

4 都市景観

本市の景観行政は、昭和50年代後半の JR 川崎駅東口周辺と小田急線新百合ヶ丘駅周辺の取組から始まりました。川崎駅東口周辺では、「都心アーバンデザイン基本計画」を、新百合ヶ丘駅周辺では権利者の発意により良好な市街地形成の指針となる「上物マスタープラン」を策定しました。

平成6(1994)年12月には、都市景観事業を総合的に推進するため、「川崎市都市景観条例」を制定し、親しみと愛着を感じ、誇りを持てる優れたまちづくりを目指す、市民参加による景観づくりのシステムを構築しました。

この条例では、大規模な建築物の建築行為等の際の届出を制度化するとともに、継続的かつ組織的な景観行政を目指し、都市景観形成地区における地元協議会の認定制度など、地域住民の手による景観づくりに重点をおいています。

これを契機に、都市景観審議会の発足や都市景観形成基本計画の策定など、新たな景観行政がスタートし、都市景観形成地区における拠点地区の景観形成の取組(川崎駅西口大宮町地区、新百合ヶ丘駅周辺地区等)や地域住民主体の景観形成の取組(大山街道地区等)、臨海部におけるデザインコンペや色彩ガイドラインの策定などの工場地帯の景観形成に関する取組、市民参加による公共施設のデザインワークショップ等を行ってきました。

平成16(2004)年の景観法の制定を受け、平成19(2007)年に川崎市景観計画を策定し、あわせて都市景観条例を改正しました。

また、地区計画における「形態又は色彩その他意匠の制限」について実効性を担保するため、「川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」を平成21(2009年3月26日)に制定しました。

景観計画策定の策定から10年以上が経過し、社会情勢の変化などを踏まえ、これまでの景観施策を継承しつつ、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進するため、平成30(2018)年に景観計画を改定しました。

令和3(2021)年には、良好なデザインの誘導を行うため、専門家による技術的な助言を行う機会を設けることを目的に、条例において事前協議を規定し、景観アドバイザー制度を創設しました。

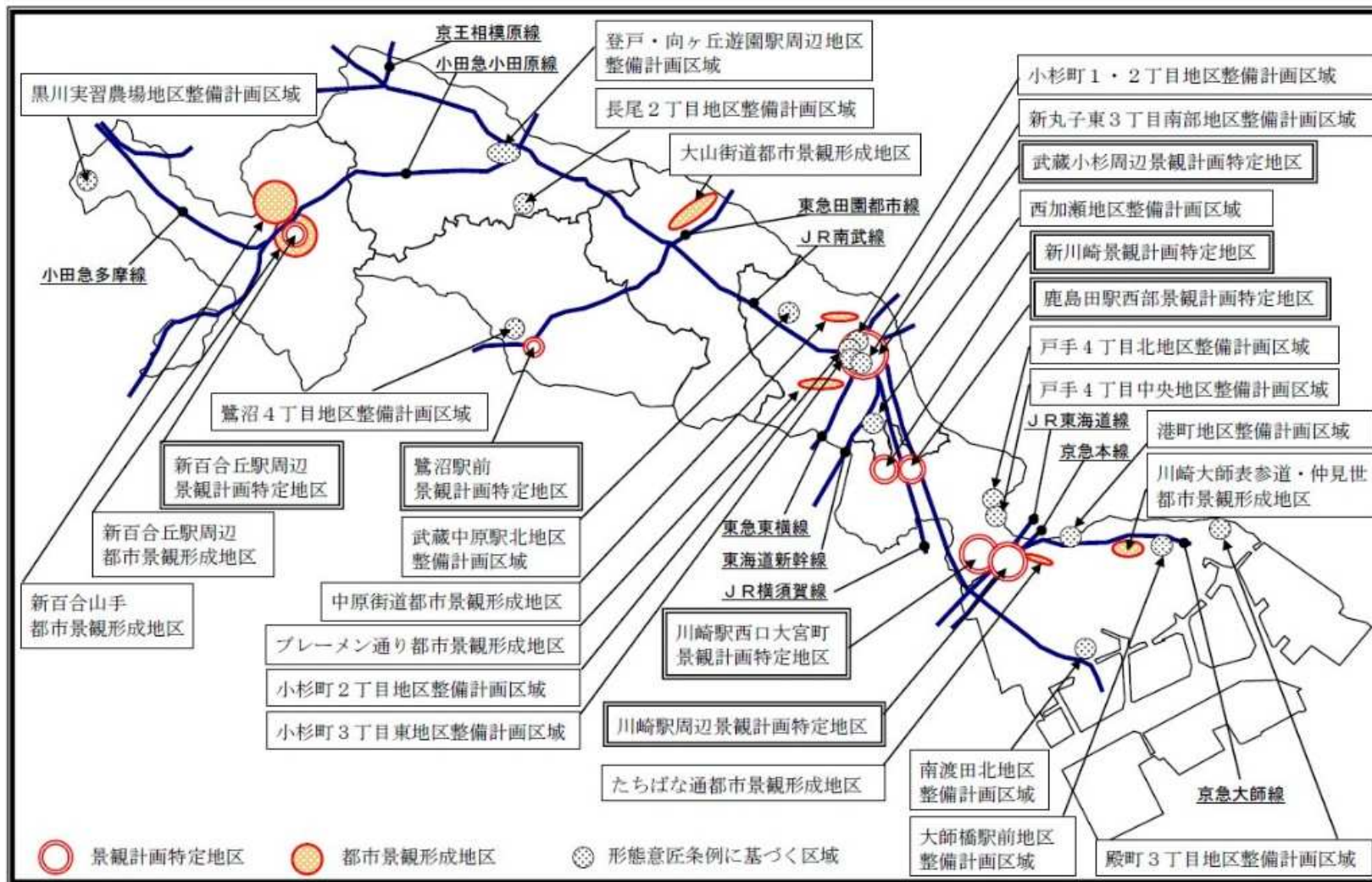


川崎駅西口大宮町（幸区）

現在、景観法に基づく景観計画特定地区を7地区、都市景観条例に基づく都市景観形成地区を7地区、形態意匠条例に基づく地区を16地区指定しており、順次地区指定の拡大を行っています(地区数は令和7(2025)年12月末時点)。

また、市民が景観をより身近に感じ、関心を持って主体的に景観形成に取り組んでもらうための普及啓発活動として、SNS(Instagram)を活用した景観の紹介や、景観資源を紹介する景観カードの配布、小学生等を対象としたカワサキケイカボードゲームの体験会、市民参加型のイベントの開催などを行っています。

景観計画特定地区(全7地区)、都市景観形成地区(全7地区)、形態意匠条例に基づく区域(全16地区)の指定状況

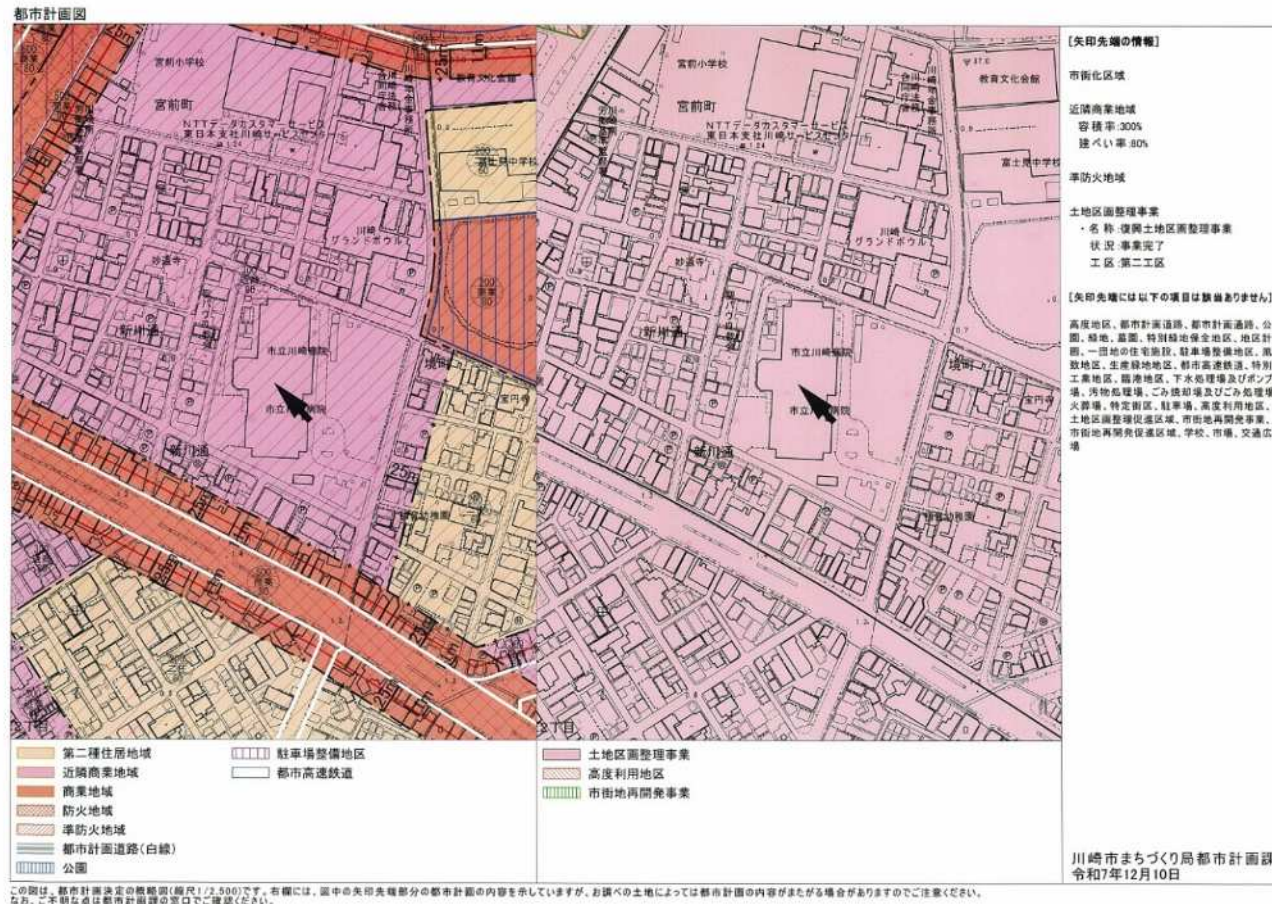


5 地図・都市計画情報の提供

川崎市の地形図の作成は、戦前の昭和17(1942)年から始まり、約半世紀以上にわたる実績があります。平成元年からは、従来のアナログ方式から地図情報の数値化を図り、デジタルマッピング方式により精度の高い都市計画基本図(1/2,500)作成を行っています。

また、空中写真の撮影や、都市計画基本図を基図とした都市計画総括

図に代表される各種地図の作成に加え、タッチパネル式窓口端末の設置、川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」でのインターネット配信やオープンデータの公開等、利用者のニーズに応じた地図情報、都市計画情報の提供を行っています。



6 都市計画決定一覽

[都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、促進区域]令和8(2026)年4月1日現在

種別	面積	摘要
区域都市計画区域	約 14.435ha	川崎市全域
区域市街化区域及び市街化調整区域	約 14.435ha	市街化区域 約12,728ha(88.2%) 市街化調整区域 約1,707ha(11.8%)
用途地域	約 12,728ha	第一種低層住居専用地域 約2,749ha 第二種低層住居専用地域 15 第一種中高層住居専用地域 2,165 第二種中高層住居専用地域 432 第一種住居地域 1,395 第二種住居地域 986 準住居地域 632 近隣商業地域 624 商業地域 808 準工業地域 683 工業地域 456 工業専用地域 1,782
特別用途地区	約 29ha	特別工業地区 (第1種 約11ha、第2種 約18ha)
高度地区	約 9,785ha	第1種高度地区 約2,765ha 第2種高度地区 2,596 第3種高度地区 3,968 第4種高度地区 456
高度利用地区	約 20.2ha	東田町8番地区 約1.1ha 小杉駅北口地区 2.4 溝口駅北口地区 2.6 川崎駅北口地区 2.6 川崎駅北口地区第1街区 0.5 川崎駅北口地区第3西街区 0.8 鹿島田駅西部地区 2.3 川崎駅西口第1地区 1.3 川崎駅北口地区第2街区 0.7 武蔵小杉駅南口地区西街区 1.4 武蔵小杉駅南口地区東街区 1.7 小杉町3丁目中央地区 1.3 小杉町3丁目東地区 1.1 鷺沼駅前地区 2.3 京急川崎駅西口地区 1.2 登戸駅前地区 0.6
特定街区	約 6.1ha	かわさきテクノピア第1特定街区 約3.3ha 新川崎特定街区 2.0 小杉駅北口特定街区 0.8
防火地域及び準防火地域	約 7,488ha	防火地域 約553ha 準防火地域 6,935
風致地区	約 284.8ha	多摩川風致地区 約284.8ha
駐車場整備地区	約 88.4ha	中央駐車場整備地区 約1.1ha
臨港地区	約 2,053ha	川崎港臨港地区 南港区 約362ha 工業港区 1,669 修養厚生港区 22
特別緑地保全地区	約 141.7ha	久末特別緑地保全地区 約1.1ha 小沢城址特別緑地保全地区 6.8 多摩特別緑地保全地区 6.8 橋特別緑地保全地区 5.5 久末東特別緑地保全地区 0.8 野川特別緑地保全地区 0.5 井田山特別緑地保全地区 1.1 南野川特別緑地保全地区 0.9 生田寒谷特別緑地保全地区 1.5 井田伊勢台特別緑地保全地区 0.9 久末イノ木特別緑地保全地区 0.9 久地特別緑地保全地区 0.8 菅馬場谷特別緑地保全地区 2.0 神庭特別緑地保全地区 2.3 井田平台特別緑地保全地区 0.3 生田榎戸特別緑地保全地区 1.7 野原の里特別緑地保全地区 1.1 野川十三坊台特別緑地保全地区 1.4 五力田小台特別緑地保全地区 0.3 細山大久保特別緑地保全地区 0.5

種別	面積	摘要
地域地区	約 141.7ha	特別緑地保全地区 82地区
地域地区	約 141.7ha	黒川西谷特別緑地保全地区 4.7ha 岡上梨子ノ木特別緑地保全地区 3.8 千年特別緑地保全地区 0.3 黒川海道特別緑地保全地区 8.6 久末榎谷特別緑地保全地区 1.0 早野榎ヶ谷特別緑地保全地区 11.2 黒川よこみね特別緑地保全地区 7.2 早野五郎池特別緑地保全地区 0.4 東野川特別緑地保全地区 0.7 黒川広町特別緑地保全地区 0.8 生田東五反田特別緑地保全地区 1.0 岡上小塚特別緑地保全地区 1.0 岡上自正寺特別緑地保全地区 0.7 黒川鷹ノ巣特別緑地保全地区 1.5 西黒川特別緑地保全地区 11.0 岡上川井田特別緑地保全地区 0.3 早野矢崎前特別緑地保全地区 0.4 王禅寺日吉谷特別緑地保全地区 1.2 久地東特別緑地保全地区 0.6 五力田谷戸特別緑地保全地区 1.2 黒川沢谷戸特別緑地保全地区 1.8 黒川丸山特別緑地保全地区 0.9 黒川橋場特別緑地保全地区 0.3 菅生ヶ丘特別緑地保全地区 0.3 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区 2.5 黒川腰巻特別緑地保全地区 1.1 黒川七ツ谷特別緑地保全地区 0.6 黒川南特別緑地保全地区 0.8 黒川入り谷戸特別緑地保全地区 2.0 黒川石神谷戸特別緑地保全地区 1.1 黒川伏越特別緑地保全地区 2.0 栗木山王山特別緑地保全地区 0.6 五力田谷戸特別緑地保全地区 1.0 柿生の里特別緑地保全地区 1.9 岡上杉山下特別緑地保全地区 1.4 王禅寺東特別緑地保全地区 0.9 高石特別緑地保全地区 0.3 多摩美特別緑地保全地区 0.2 王禅寺瓦谷特別緑地保全地区 0.5 水沢特別緑地保全地区 1.0 王禅寺西特別緑地保全地区 0.3 王禅寺日吉の辻特別緑地保全地区 0.5 岡上丸山特別緑地保全地区 0.3 長尾特別緑地保全地区 0.4 久末竜場谷特別緑地保全地区 1.1 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 7.1 黒川宮添特別緑地保全地区 1.3 平特別緑地保全地区 0.3 白山南特別緑地保全地区 1.5 上麻生仲村東特別緑地保全地区 0.3 岡上丸山南特別緑地保全地区 0.3 黒川明坪特別緑地保全地区 0.8 真福寺谷特別緑地保全地区 0.2 上麻生仲村西特別緑地保全地区 0.4 久末小貝谷特別緑地保全地区 1.0 電車山特別緑地保全地区 1.4 上麻生仲村特別緑地保全地区 0.9 長尾2丁目特別緑地保全地区 3.5 神木本町特別緑地保全地区 1.1 王禅寺東5丁目特別緑地保全地区 1.2 菅生6丁目特別緑地保全地区 0.4 西生田4丁目特別緑地保全地区 0.2 生産緑地地区 約245.3ha 鹿島田駅西部地区市街地再開発促進区域 約2.3ha 新百合ヶ丘駅周辺土地区画整理促進区域 約46.5ha 黒川土地区画整理促進区域 80.5ha

[都市施設]令和8(2026)年4月1日現在

種別	面積(延長)	摘要
道	約 310.1km	自動車専用道路 3路線 23,150m 幹線道路 74 274,500 区画街路 13 5,370 特殊街路 20 7,140 合計 110 310,160 駅前広場 18ヶ所 約111,800㎡
交通広場	約 230m	鷺沼駅前交通広場 1路線 約230m
高速鉄道	約 4,500m	京浜急行湘南線 延長 約1,280m 東日本旅客鉄道南武線 5,400 京浜急行大師線 5,040 東日本旅客鉄道南武線 4,400
駐車場	約 26,400㎡	川崎駅東口地下駐車場 約26,400㎡
公園	約 2,600㎡	向ヶ丘遊園駅東口自転車駐車場 約402㎡ 新川崎駅自転車駐車場 800 百合ヶ丘駅自転車駐車場 720 稲田堤駅自転車駐車場 320 登戸駅自転車駐車場 340
公園	約 254.4ha	街区公園 279ヶ所 約67.8ha 近隣公園 29 49.8 地区公園 6 33.6 総合公園 3 82.9 運動公園 1 5.0 特殊公園 2 15.3
緑地	約 741.5ha	緑地 38ヶ所 約741.5ha
墓園	約 107.6ha	緑ヶ丘霊園 約959.0ha 早野聖地公園 48.6
下水道	約 10,646ha	排水区域 4処理区 約10,646ha 下水管渠 1.1
汚物処理場	約 420,440㎡	処理施設(処理場) 4ヶ所 約420,440㎡
ごみ焼却場	約 138,110㎡	ポンプ施設(ポンプ場) 19 約138,110㎡
ごみ処理場	約 2,600㎡	加瀬汚物処理場 約2,600㎡
ごみ焼却場	約 16.0ha	垣根ごみ焼却場 約2.1ha 橘ごみ焼却場 2.4 王禅寺ごみ焼却場 5.5 新臨港ごみ焼却場 6.0
ごみ処理場	約 1.5ha	加瀬ごみ処理場 約0.6ha 南武リサイクルセンター 0.9
学校	約 28.5ha	小学校 20ヶ所 約21.4ha 中学校 6 7.1
市場	約 20.4ha	地方卸売市場南部市場 約3.2ha 中央卸売市場北部市場 17.2
火葬場	約 3.2ha	川崎市立葬祭場 約2.3ha 川崎市立南部葬祭場 0.9
一団地の住宅施設	約 41.9ha	新団地 約1.4ha 新ゆりグリーンタウン 40.5
防火水槽	約 946.5㎡	二子、浅田第2号水槽等 30ヶ所 約946.5㎡

[地区計画等]令和8(2026)年4月1日現在

種別	面積	摘要
地区計画等	60地区 約814.4ha	栗木マイコン地区 約21.7ha
		戸手本町1丁目地区 1.3
		小杉駅北口地区 3.6
		有馬地区 50.0
		鷺沼地区 9.7
		宮崎6丁目ショッピングパーク地区 1.6
		中野島地区 2.4
		稲田堤駅前地区 5.3
		王禅寺地区 38.0
		百合丘地区 5.0
		新百合ヶ丘駅周辺地区 29.2
		南黒川地区 5.9
		山口台地区 30.9
		登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 (一部整備計画なし) 37.6
		上麻生2丁目南地区 9.5
		黒川地区 78.8
		向原地区 6.2
		栗木東地区(一部整備計画なし) 22.8
		王禅寺第5住宅地区 22.7
		塔の越地区 0.9
		片平地区 13.0
		井田・蟹ヶ谷地区 7.1
		細山金井久保地区 3.5
		細山西地区 1.7
		万福寺地区(一部整備計画なし) 36.4
		白鳥4丁目地区 13.3
		戸手4丁目地区 2.2
		南渡田北地区 12.5
		王禅寺公園地区 17.5
		大蔵地区 18.0
		小田栄地区 6.6
		大師河原1丁目地区 2.9
		宿河原4丁目地区 1.6
小田栄西地区 9.0		
新丸子東3丁目地区 1.0		
鹿島田駅西部地区 2.3		
中瀬3丁目地区(一部整備計画なし) 7.9		

種別	面積	摘要	
地区計画等	60地区 約814.4ha	五月台地区 24.6ha	
		川崎駅北口地区第2街区 0.7	
		小杉町3丁目中央地区(一部整備計画なし) 1.5	
		寺尾台1丁目地区 1.2	
		黒川実習農場地区 12.8	
		戸手4丁目中央地区 1.2	
		古沢沿道北地区(一部整備計画なし) 6.2	
		殿町3丁目地区(一部整備計画なし) 38.0	
		日生百合ヶ丘地区 17.3	
		武蔵中原駅北地区 12.5	
		小杉町3丁目東地区 1.1	
		大師橋駅前地区(一部整備計画なし) 3.4	
		戸手4丁目北地区 1.1	
		川崎駅東口駅前地区(一部整備計画なし) 6.4	
		よみうりランド地区 51.2	
	生田浄水場地区 10.6		
	長尾2丁目地区 6.7		
	京急川崎駅西口地区 2.2		
	西加瀬地区 10.4		
	鷺沼4丁目地区 4.0		
	大川町産業団地地区 13.4		
	等々力緑地公園地区 43.8		
	鈴木町駅前南地区 3.5		
	再開発等促進区を 定める地区計画	13地区 約120.4ha	かわさきテクノピア第2地区 約2.3ha
			久地地区 5.5
			小杉駅東部地区(一部整備計画なし) 21.1
			川崎駅西口大宮町地区 8.2
			鹿島田駅東部地区 5.0
			中丸子地区(一部整備計画なし) 9.0
			川崎駅西口堀川町地区 11.7
			小杉駅南部地区 6.9
			新川崎地区 33.2
			港町地区 4.3
防災街区整備 地区計画	1地区 約91.0ha	新丸子東3丁目南部地区 4.1	
		小杉町2丁目地区 3.3	
		小杉町1・2丁目地区(一部整備計画なし) 5.8	
		小田周辺地区 約91.0ha	

[市街地開発事業]令和8(2026)年4月1日現在

種別	面積	摘要
市街地開発事業	土地区画整理事業 約 1388.8ha	大師臨港地帯土地区画整理事業 約384.5ha
		復興土地区画整理事業 614.6
生田土地区画整理事業 60.8		
東生田土地区画整理事業 55.9		
菅土地区画整理事業 24.0		
西菅土地区画整理事業 84.4		
新百合ヶ丘駅周辺特定土地区画整理事業 46.5		
登戸土地区画整理事業 37.6		
黒川特定土地区画整理事業 80.5		
市街地再開発事業 約 19.2ha		東田町8番地区第一種市街地再開発事業 約1.1ha
		溝口駅北口地区第一種市街地再開発事業 2.6
		川崎駅北口地区第1街区 0.5
		第一種市街地再開発事業
	川崎駅北口地区第3西街区 0.8	
	第一種市街地再開発事業	
	川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業 1.3	
	鹿島田駅東部地区第一種市街地再開発事業 1.2	
	武蔵小杉駅南口地区西街区 1.4	
	第一種市街地再開発事業	
武蔵小杉駅南口地区東街区 1.7		
第一種市街地再開発事業		
鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業 2.3		
小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業 1.1		
小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業 1.1		
鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業 2.3		
京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業 1.2		
登戸駅前地区第一種市街地再開発事業 0.6		